

離婚届の書き方

黒ボールペン又は黒インクでかい書で書いてください。
消せるボールペンは使用しないでください。

1. ご持参いただくもの

○離婚届書

○本人確認を行うため、次の書類をお持ちください。

●イの書類は1点お持ちください

イ	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運輸管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、公務員の写真付き身分証明書、精神障害者保健福祉手帳
---	---

●イをお持ちでない場合は次の書類を2点（ロ＋ハ）または（ロ＋ロ）をお持ちください

ロ	国民健康保険・健康保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、共済年金・恩給の証書
ハ	写真付き学生証、民間法人が発行した写真付き身分証明書、国・地方公共団体の機関が発行した写真付き資格確認書

イ、ロ、ハの書類がない場合は習志野市役所から届出人あてに確認書類を送付します。

○裁判離婚の場合

- 調停離婚のとき ➡ 調停調書の謄本
審判離婚のとき ➡ 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき ➡ 和解調書の謄本
認諾離婚のとき ➡ 認諾調書の謄本
判決離婚のとき ➡ 判決書の謄本と確定証明書

○マイナンバーカード

（お持ちの方で、離婚届出によって氏名等に変更のある方）

2. 届出人

- 協議離婚の場合は夫と妻になります。
○裁判離婚の場合は調停もしくは審判の申立人又は訴えを起こした人になります。届出期間は裁判確定の日から10日以内です。

お問い合わせ

習志野市役所
市民課 戸籍係
047-451-1151（代表）

離婚届

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日届出

○○市区町村 長 殿

(フリガナ)	夫	ナラシノ	タロウ	妻	ナラシノ	ハナコ
氏名	習志野	太郎	習志野	花子		
生年月日	昭和	○年○月○日	昭和	○年○月○日		
住所 (住民登録をしているところ)	○○県○○市鷺沼	○○県○○市津田沼				
	4丁目2番1-101号	1丁目2番3号				
本籍 (外国人のときは 外国籍だけを書いてください)	○○県○○市鷺沼4丁目2番地					
父母及び養父母の氏名 父母との続柄 (右記の養父姓以外には 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	夫の父 習志野一郎 母 習志野良子 養父 養母 習志野咲子	続き柄 長男 続き柄 養子	妻の父 千葉和夫 母 千葉恵子 養父 養母	続き柄 二女 続き柄 養女		
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	年 月 日成立 年 月 日確定	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定		
婚姻前の氏にも どる者の本籍	☐ 夫 ☒ 妻	は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる				
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子	習志野吾郎 習志野六子			
同居の期間	平成	○年○月○日から	令和	○年○月○日まで		
別居する前の住所	○○県○○市津田沼1丁目2番3号					
別居する前の世帯のおもな仕事	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和 年…4月1日から翌年3月31日までに提出をするときだけ書いてください)					
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業				
その他						
届出人署名 (※押印は任意)	夫 習志野太郎 印	妻 習志野花子 印				
事件簿番号						
連絡先	夫 047(451)××××	妻 043(251)××××				
証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	習志野一郎 印	千葉和夫 印			
生年月日	昭和	○年○月○日	昭和	○年○月○日		
住所	○○県○○市鷺沼	○○県○○市若葉町				
	1丁目1番1号	125番地				
本籍	○○県○○市○○町	○○県○○市○○町				
	1054番地	2丁目5番地				

離婚届を提出する時に住民登録をしている住所を書いてください。
住所を変更される場合は、住民異動届の手続きが必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。

(4)欄は次のように記入してください。

①婚姻前の氏にもどる場合

- i) 婚姻前のもとの戸籍にもどる場合
もどる本籍と戸籍の筆頭者氏名を書いてください。
ii) 自分で新しい戸籍をつくる場合
希望する本籍と婚姻前の氏名を書いてください。

②現在の氏をそのまま名の場合

現在の氏で新しい戸籍をつくります。
(4)欄は記入せず離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は親権者をどちらか一方に決め、子の氏名を書いてください。

国勢調査の年のみ記入してください。

婚姻中の氏名で各自署名してください。（協議離婚のとき）
裁判離婚の場合は申立人又は訴えを起こした人が署名してください。
押印は任意です。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

協議離婚のときのみ成年の証人が2人必要です。
署名は証人が自署してください。押印は任意です。